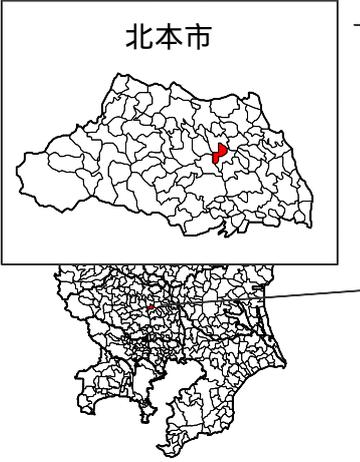


# 幼児教育特区

都道府県名：	埼玉県	
申請主体名：	北本市	
区域の範囲：	北本市の全域	

特区の概要： 少子化による幼児数の減少、核家族化の進展や家庭の教育力の低下等により、幼児の社会性を涵養することが困難になっている状況の中で、三歳未満児の幼稚園入園により幼児教育の充実を図るとともに、時間に余裕の生まれた幼児の保護者の社会参画が進むことにより、地域の活性化も期待する。

適用される規制の特例措置：  
・三歳未満児の幼稚園入園の容認

